

エンドユーザー使用許諾規約

このエンドユーザー使用許諾規約（以下「本規約」といいます）は、マニュアル作成ツール iTutor（以下「iTutor」といいます）に関し、お客様と株式会社 BluePort（以下「BluePort」といいます）との間の使用許諾条件を定めた規約です。

お客様は、iTutor をインストール、コピー、またはその他の方法で使用することにより、本規約のすべての条項に承諾したものとみなされます。お客様が本規約の条項に承諾しない場合は、iTutor をインストール、コピー、またはその他の方法で使用しないでください。本規約は、お客様が iTutor をインストール、コピー、またはその他の方法で使用を開始した時点で成立するものとします。

iTutor は、開発元の Atomi Systems Inc（以下「Atomi Systems」といいます）と BluePort の間で結ばれた契約および本規約に基づき BluePort が提供します。

第1条 定義

1. 「本プログラム」とは、iTutor の実行可能部分を指します。
2. 「本ソフトウェア」とは、本プログラムと付属するマニュアルや説明書などを含む製品パッケージ全体を指します。契約上の権利や制限は、場合によって本プログラムのみに適用される場合と、本ソフトウェア全体に適用される場合があります。
3. 「提供元」とは、BluePort と Atomi Systems を指します。
4. 「サプライセンス契約」とは、提供元で締結された、本ソフトウェアに関するライセンス許諾権を BluePort に認めた契約を指します。
5. 「お客様」とは、本ソフトウェアを使用する個人または法人を指します。
6. 「本規約の当事者」とは、お客様および BluePort を指します。
7. 「代理店」とは、BluePort と販売代理店契約を締結した法人または個人事業主、またはそれらから本ソフトウェアの販売権を付与された再販業者を指します。
8. 「使用」とは、本ソフトウェアをコンピューターにインストールし、実行しましたマニュアル作成等の目的で操作すること、および本ソフトウェアに関連する仕様書、説明書、手順書、規則、マニュアル等の関連資料を使用することを指します。
9. 「サブスク」とは、一定期間に対して支払われる料金により本ソフトウェアの使用権が許諾される契約形態を指します。
10. 「書面等」とは、紙媒体の書面、電子メール、その他 BluePort が指定する電子的手段を指します。

第2条 ライセンスの許諾

1. BluePort は、本規約の条件に従って、お客様に対し、本ソフトウェアを使用する非独占的かつ譲渡不能の権利を許諾します。

2. お客様は本プログラムを任意の台数のコンピューターにインストールすることができますが、1ライセンスにつき認証および使用できるコンピューターは同時に1台のみです。
3. お客様は、以前に認証したコンピューターでライセンス認証を解除することで、別のコンピューターで本ソフトウェアを認証し使用することができます。
4. 同時に複数のコンピューターで本プログラムを使用するには、同時使用するコンピューター台数と同数のライセンスが必要です。
5. お客様は商用目的を含め、本ソフトウェアを使用することができます。本ソフトウェアを使用して作成された成果物の著作権その他一切の権利はお客様に帰属します。
6. 本ソフトウェアの使用可能範囲は、原則として、本ソフトウェアを購入したお客様に限ります。たとえ、お客様のグループ会社、子会社、業務委託会社等であったとしてもお客様以外の第三者が使用することはできません。ただし、お客様からの申出があり、かつBluePortが承諾した場合には、その限りではありません。
7. 本ソフトウェアには地理的制限はなく、世界中のどの地域でも使用することができます。

第3条 ライセンス形態と契約期間

1. 本ソフトウェアにはライセンス形態と認証方式があり、本ソフトウェア購入時にお客様が任意で選択できるものとします。ライセンス認証を行うことで、本ソフトウェアを使用するコンピューターを切り替えることが可能です。なお、ライセンス形態と認証方式、契約期間の詳細については、別紙1に記載されている通りです。
2. トライアル版ライセンスの提供については、別途定める利用規約に従うものとします。

第4条 使用条件

1. 本ソフトウェアの使用においてリモートアクセスや仮想環境での使用は、1ライセンスにつき1インスタンスのみ許可されます。「インスタンス」とは、リモートアクセス環境、または仮想環境において実行される本ソフトウェアの単一の稼働例を指します。
2. 複数インスタンスを同時に稼働させる場合は、稼働するインスタンス数と同数のライセンスが必要です。
3. 本ソフトウェアで作成された成果物を商用利用する場合、追加のライセンス料は発生しません。

第5条 オープンソースソフトウェア

本プログラムはオープンソースソフトウェアとして使用許諾されるソフトウェアモジュールが含まれています。当該ソフトウェアモジュールについては、別途著作権者その他の権利を有する者がおり、かつ、無償での使用許諾のため、現状のままでの提供であり、それらの著作権者は、適用法令の範囲内で一切保証（明示するもの、しないもの

を問いません) をしないものとされています。なお、当該ソフトウェアモジュールの詳細については、別紙2に記載されている通りです。

第6条 権利帰属

1. 本ソフトウェアに関する知的財産権は以下のとおり帰属します。
 - (1) 著作権、特許権、実用新案権、意匠権、その他一切の知的財産権(商標権を除く):
Atomi Systems
 - (2) 商標権: BluePort
2. お客様が本ソフトウェアを使用し作成された成果物については、その著作権その他一切の権利はお客様に帰属するものとします。ただし、本ソフトウェア自体に関する知的財産権はお客様に帰属されるものではありません。
3. BluePortはAtomi Systemsとのサブライセンス契約に基づき、日本国内において本ソフトウェアのライセンスをお客様に許諾する権利を有しています。
4. 本規約は、お客様とBluePortとの間で締結されるものです。お客様は、Atomi Systemsが本規約の当事者ではないことを確認したものとします。本ソフトウェアの提供、保守サポート等その他のサービスはすべてBluePortにより提供され、これらに関する問い合わせはBluePortに対して行うものとします。なお、その他のサービスに関する詳細は、別紙3に記載されている通りです。

第7条 禁止事項

お客様は本ソフトウェアの使用に関して次の各号に定める事項を行うことはできません。

- (1) 方法または形態の如何を問わず、コンテンツに関して、私的使用の範囲を超えて、複製、転載、公衆送信、改変その他を使用すること。ただし、以下の場合は除きます。
 - ① バックアップまたは保管の目的で一部複製し保管する場合
 - ② バックアップまたは保管の目的でオリジナルは保管するという条件で購入したライセンス数と同一台数のコンピューターに本ソフトウェアをインストールする場合
- (2) 本ソフトウェアの改変・翻案または他のソフトウェアと組み合わせること。
- (3) 本プログラムの変更またはリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルをすること。ただし、私的での使用または修正のデバッグを目的とする場合を除きます。
- (4) コンポーネントの分割をすること。
- (5) BluePortの書面等による事前の承諾なく、第三者に本ソフトウェアをレンタル、ライセンス供与、リース、譲渡すること。

第8条 使用料金

- お客様は、BluePort が別途定める本ソフトウェアライセンス料およびそれに伴う消費税等を、BluePort 指定の銀行口座へ請求書に記載された期日までに振込みにて支払うものとします。振込に関わる手数料その他の費用はお客様負担となります。なお、代理店を通じた販売の場合は、支払方法について別途協議の上決定することができます。
- BluePort は、経済情勢の著しい変動その他の事由により本ソフトウェアおよび別紙 3 に定めるその他サービスの使用料金についての料金の改定が必要と判断した場合には、料金体系を変更する権利を有します。料金改定を行う場合、改定日の少なくとも 3か月前までに事前に電子メールまたは BluePort のウェブサイト上での告知その他の方法によりお客様に通知するものとし、改訂日までに反対の意思表示がされなかった場合、改定に同意したものとみなします。

第9条 個人情報の取扱

- 本ソフトウェアの使用時、提供元はお客様のライセンス認証に必要な情報を取得する場合があります。取得する具体的な情報は認証方式によって異なります。なお、認証方式ごとの取得する情報の詳細については別紙 1 に記載の通りです。
- お客様のライセンス発行のため、提供元の間でお客様の企業名、メールアドレスを共有することができます。この情報共有はライセンス発行および管理の目的にのみ使用され、その他の目的で使用することはありません。
- 本ソフトウェアの使用にあたり、提供元の間で、お客様の氏名、住所、電話番号等の個人情報を共有することはありません。
- お客様が本ソフトウェアを使用して作成した成果物はお客様のローカルディスクに保存され、提供元には一切送信されません。
- 提供元は、お客様の個人情報を提供元のプライバシーポリシーに基づいて適切に管理し、本ソフトウェアに関する業務以外での使用は行いません。
- プライバシーポリシーは提供元のウェブサイトでご確認いただけます。

第10条 秘密保持

- 本規約の当事者は、本規約条項および契約関連で知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」といいます）について、相手方から書面等による事前の承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示、提供または漏洩を行わないものとします。ただし、第 9 条に規定する提供元間での情報共有についてはこの限りではありません。
- 前項の規定にかかわらず、BluePort は以下の場合において秘密情報を第三者に開示することができます。なお、このような開示が必要となった場合、BluePort は可能な限り事前にお客様に通知するよう努めます。

- (1) 法令により開示義務が課される場合
- (2) 正当な権限を有する検査機関から令状の提示がある場合
- (3) 裁判所または行政機関等から正式な開示要求を受けた場合

第11条 保証

1. BluePort は本ソフトウェアの引渡日から 3 か月間（以下「保証期間」といいます）、本ソフトウェアが付属のマニュアルに記載された主要な機能を実質的に提供することを保証します。
2. 保証期間中に本ソフトウェアに不具合が発見された場合、BluePort は自己の選択により、以下のいずれかの対応を行います。
 - (1) 本ソフトウェアの修正または交換
 - (2) 当該不具合の回避方法の提供
 - (3) お客様が支払った使用料金の返還（本規約の解除を伴う）
3. 前項の保証は、以下の場合には適用されません。
 - (1) お客様が本規約に違反して本ソフトウェアを使用した場合
 - (2) お客様が本ソフトウェアを改変した場合
 - (3) 第三者のソフトウェア、ハードウェアまたはその他の設備に起因する問題

第12条 保守サポートサービス

BluePort は、お客様に対して iTutor サポート約款に定めた内容に基づき保守サポートサービスを提供します。

第13条 免責事項

1. 本ソフトウェアは現状有姿で提供されるものであり、BluePort はその完全性、正確性、有効性、特定の目的への適合性、またはセキュリティに関するいかなる保証も行いません。お客様は、自らの判断と責任において本ソフトウェアを使用するものとします。
2. BluePort の合理的な管理の及ばない事由により発生したお客様の損害（直接的損害および間接的損害、事業利益の損失、事業の中止、データの損失等を含むがこれらに限定されない）について、BluePort は一切の賠償責任を負いません。これには、通信回線の障害、第三者によるシステムへの不正アクセス、自然災害等の不可抗力が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

第14条 賠償

1. 本規約の当事者は、本規約に基づく義務の履行において、自らの過失により相手方に損害を与えた場合、その損害について賠償責任を負います。賠償責任は、相当因果関係のある直接的な損害に限られるものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、本規約に関連して BluePort がお客様に対して負う損害賠償の総額は、損害発生時から遡って 12 か月間にお客様が実際に BluePort に支払った使用料金の合計額を超えないものとします。ただし、BluePort の故意または重大な過失によって生じた損害については、この賠償額の上限は適用されません。
3. BluePort は、本ソフトウェアの使用または使用不能から生じる間接的損害、特別損害、結果的損害（事業利益の損失、事業の中止、データの損失等を含みますが、これらに限定されません）について、BluePort がそのような損害の可能性を事前に知らされていた場合であっても、一切の責任を負いません。ただし、BluePort の故意または重大な過失による場合は、この限りではありません。

第15条 本ソフトウェアの廃止

1. BluePort は、経営判断その他の理由により、お客様の事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアのサービス提供を終了、もしくは特定の機能の提供を中止することができます。サービス終了に伴い、お客様が本ソフトウェアを使用する権利は消滅するものとします。
2. BluePort は、前項に基づきソフトウェアのサービス提供を終了する場合、原則として終了予定日の 3 か月前までにお客様に電子メールまたは BluePort のウェブサイト上の告知その他の方法により通知します。ただし、以下の場合においては、この通知期間を短縮、または事後通知とすることがあります。
 - (1) システム障害等の技術的問題により継続が困難となった場合
 - (2) 法令の改正、行政指導等により継続が困難となった場合
 - (3) 地震、火災、洪水等の自然災害または戦争、内乱、テロ等の不可抗力により継続が困難となった場合
 - (4) その他、BluePort が商業的に合理的な努力を払っても予見または回避できない事由が発生した場合

第16条 本規約の解除

1. お客様は、BluePort に書面等で通知することにより、いつでも本規約を解除することができます。契約解除によってお客様が支払った料金の返金は行われません。また、契約解除後は本ソフトウェアの使用権が消滅し、すべてのコピーを削除する必要があります。
2. お客様が本規約上の義務を履行しない場合、BluePort はお客様に対して相当の期間（14 日以上）を定めて是正を求めることができます。その期間内に是正がなされない場合、BluePort は書面等による通知をもって、本規約を解除し、本ソフトウェアの提供を終了することができるものとします。

3. 前項にかかわらず、お客様が第 8 条第 1 項に定める支払期限から 1 か月を経過しても使用料金を支払わない場合、BluePort は通知をもって直ちに本規約を解除することができます。この場合において、お客様が解除後に再度本ソフトウェアの使用を希望するときは、当初の契約開始日または直近の更新日に遡って契約が継続していたものとみなし、その期間に対応する使用料金をお客様に請求することができるものとします。
4. BluePort はお客様が以下のいずれかの事由に該当した場合、事前の催告なく、直ちに本ソフトウェアの提供を停止または本規約を解除することができるものとします。
 - (1) 財産状況の悪化
 - ① 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立てを受けたとき
 - ② 破産手続、民事再生手続、会社更生手続等の開始申立てがあったとき、またはそれらのおそれが認められるとき
 - ③ 手形・小切手の不渡りを出したとき、または支払不能状態に陥ったとき
 - (2) 事業状態の重大な変更
 - ① 監督官庁から営業停止または営業許可取消等の処分を受けたとき
 - ② 解散、会社分割または合併を決議したとき
 - ③ 事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - (3) 契約上の重大な違反
 - ① BluePort に対する背信行為があったとき
 - ② 公序良俗に反する行為があったとき
 - ③ 第 20 条第 1 項各号の事由に該当したとき
 - ④ その他上記に準ずる重大な事由が発生したとき
5. 本条に基づき本規約が解除された場合、BluePort は既に受領した使用料金をお客様に返金する義務を負わないものとします。
6. 本規約の解除に伴う本ソフトウェアの使用停止方法は認証方式によって異なります。なお、認証方式ごとの解除方法については、別紙 1 に記載されている通りです。

第17条 本規約の終了

本ソフトウェアの提供の停止もしくは廃止または本規約の解除・解約により、本規約は当然に終了するものとします。

第18条 本規約の変更

1. BluePort は、民法第 548 条の 4 (定型約款の変更) の規定に基づき、お客様の一般の利益に適合する場合、または契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的と認められる場合には、本規約（別紙を含む）を変更することができるものとします。
2. 本規約を変更する場合、BluePort は以下の方法で対応します。

- (1) 変更内容および変更の効力発生日を、効力発生日の少なくとも 30 日前までに BluePort のウェブサイト上に掲載します。重要な変更については、登録されたメールアドレス宛てに通知を行うことがあります。
- (2) お客様が変更の通知後も本ソフトウェアを継続して使用される場合、または効力発生日までに契約解除の手続きを行わない場合、変更後の規約に承諾したものとみなします。
- (3) 変更内容に承諾されない場合は、効力発生日前までに本規約を解約することができます。

第19条 本規約上の地位譲渡禁止

お客様は BluePort の書面等による事前の承諾がない限り、本規約上の権利および義務並びに本規約上の地位を第三者へ譲渡し、または担保に供することはできません。

第20条 反社会的勢力の排除

1. 本規約の当事者は、自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、もしくは支配するものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を使用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 本規約の当事者は、暴力団員等と取引関係を有してはならず、事後的に、暴力団員等との取引関係が判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じます。
3. 本規約の当事者は、相手方が本条の表明または確約に違反した場合、何らの通知または催告をすることなく、直ちに本規約の全部または一部について、履行を停止し、または解除することができます。この場合において、表明または確約に違反した当事者は、相手方の履行停止または解除によって被った損害の賠償を請求することはできません。

4. 本規約の当事者は、相手方が本条の表明または確約に違反した場合、これによって被つた一切の損害の賠償を請求することができます。

第21条 分離可能性

本規約のいずれかの条項が法的に無効または法的強制力がないと判断された場合においても、本規約のその他の条項は引き続き有効かつ強制力を有するものとします。

第22条 準拠法および紛争解決

1. 本規約は、日本法を準拠法とします。
2. 本規約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む）については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 前項の規定にかかわらず、本規約に関する紛争について、本規約の当事者の間で書面等による合意がある場合には、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることができます。

第23条 協議

本規約の当事者は、本規約に定めがない場合および本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

付則

本規約は、2025年10月13日から適用されます。

2009年10月1日	作成
2025年1月20日	改定
2025年7月29日	改定
2025年9月11日	改定

別紙1 ライセンス認証に関する詳細

1. 定義

- (1) 「ライセンス管理サーバー」とは Atomi Systems が開発し、提供元で運用する本ソフトウェアのライセンスを管理するサーバーを指します。
- (2) 「ライセンス管理プログラム」とはプライベート認証およびクローズドネットワーク認証において、お客様がライセンス管理を行うために使用するプログラムを指します。
- (3) 「USB キー」とはプライベート認証において、提供元からお客様に提供される、ライセンス情報が格納された USB メモリを指します。

2. ライセンス形態と認証方式の対応表

ライセンス形態	認証方式	インターネット接続	情報取得	契約期間
パッケージ版	オンライン認証	認証時のみ必要	あり	なし
	プライベート認証	不要	なし	なし
	クローズド ネットワーク認証	不要	なし	なし
サブスク版	アカウント認証	常時必要	あり	あり

3. パッケージ版ライセンス

- (1) パッケージ版ライセンスは本ソフトウェアの永続的な使用権を付与するライセンスです。
- (2) 本ソフトウェアの使用権は本プログラムインストール日から発生します。パッケージ版ライセンスの契約期間は無期限とし、本規約 16 条および 17 条に定める解除事由がない限り継続します。
- (3) パッケージ版ライセンスは、ライセンス数を追加することができます。一方で、その購入をもって永続的な使用権の付与が完了するため、購入後にライセンス数を減らすこと、およびそれに伴う料金の返金は行われません。

4. パッケージ版の認証方式

(1) オンライン認証

- ① ライセンス認証時および解除時には、インターネットに接続してライセンス管理サーバーと通信を行います。
- ② ライセンス認証時および解除時には、提供元は以下の情報を取得します。
 - i. ユーザー名
 - ii. 本プログラムのバージョン
 - iii. コンピューターネーム
 - iv. ドメイン
 - v. 認証日時
- ③ 本規約が第 16 条の規定により解除された場合、提供元はライセンス管理サーバー上でお客様のライセンスを無効化します。無効化後、本ソフトウェアは使用できなくなります。お客様による特別な操作は必要ありませんが、提供元から契約解除の通知を受けた場合は速やかに本ソフトウェアの使用を中止してください。

(2) プライベート認証

- ① 本ソフトウェア使用時、お客様が所有するコンピューターもしくはサーバーにインストールしたライセンス管理プログラムにアクセスし、ライセンス認証を行います。
- ② ライセンス管理プログラムをインストールしたコンピューターもしくはサーバーには、USB キーの挿入が必要となります。
- ③ 本ソフトウェア使用時、インターネット接続は不要です。
- ④ 本ソフトウェア使用時、提供元はお客様の情報を取得することはありません。
- ⑤ 本規約が第 16 条の規定により解除された場合、お客様は速やかにライセンス管理プログラムをインストールしたコンピューターもしくはサーバーから USB キーを取り外し、BluePort の指定する住所に返送してください。返送に要する費用はお客様の負担となります。返送が確認できない場合、別途違約金が発生する場合があります。

(3) クローズドネットワーク認証

- ① 本ソフトウェア使用時、お客様が所有するコンピューターもしくはサーバーにインストールしたライセンス管理プログラムにアクセスし、ライセンス認証を行います。
- ② ライセンス管理プログラムには、ライセンス情報が書き込まれたライセンスキードの登録が必要となります。
- ③ 本ソフトウェア使用時、インターネット接続は不要です。
- ④ 本ソフトウェア使用時、提供元はお客様の情報を取得することはありません。

⑤ 本規約が第 16 条の規定により解除された場合、お客様は速やかにライセンス管理プログラムからライセンスキーを削除し、削除完了を提供元に書面等で報告してください。提供元は必要に応じて削除の確認を求めることがあります。確認ができない場合、別途違約金が発生する場合があります。

5. サブスク版ライセンス

- (1) 本ソフトウェアの使用権は本プログラムインストール日から発生します。
- (2) サブスク版ライセンスの初回契約期間は、契約開始日（課金開始日）から 1 年間とします。ただし、お客様からの申出があり、かつ BluePort が承諾した場合には、BluePort が提供する他の契約期間での契約も可能です。
- (3) 契約更新後の契約期間は 1 か月単位となり、お客様が解約の申出をしない限り自動更新されます。ただし、お客様からの申出があり、かつ BluePort が承諾した場合には、BluePort が提供する他の契約期間での契約も可能です。
- (4) お客様は、初回契約期間中においてライセンス数を追加することができます。ただし、同期間中にライセンス数を減らすことはできず、これに伴う料金の返金も行われません。ライセンス数の減数は、初回契約期間が満了した後の契約更新時より可能となります。
- (5) お客様が代理店を通じて本ソフトウェアを契約している場合、サブスク版ライセンスの契約期間についてのみ、当該代理店との契約条件が本規約に優先して適用されるものとします。その他のすべての条件については、本規約の規定が適用されます。
- (6) サブスク版ライセンスの解約・更新手続については、別途定める利用規約に従うものとします。

6. サブスク版の認証方式

- (1) アカウント認証
 - ① 本ソフトウェア使用時は常時インターネットに接続し、ライセンス管理サーバーと通信を行います。
 - ② 本ソフトウェア使用時、提供元は以下の情報を取得します。
 - i. IP アドレス
 - ii. コンピューターネーム
 - iii. ドメイン
 - iv. 認証日時
 - ③ 本規約が第 16 条の規定により解除された場合、BluePort はライセンス管理サーバー上でお客様のアカウント権限を即時に無効化します。お客様による特別な操作は必要ありませんが、提供元から契約解除の通知を受けた場合は速やかに本ソフトウェアの使用を中止してください。

別紙2 ソフトウェアモジュール使用許諾一覧

- Portions of the SOFTWARE (wxWidgets, wxJSON, wxSQLite, wxPdfDocument, wxSVG) copyright (c) Julian Smart, Robert Roebling et al. are licensed under the terms of wxWindows Library Licence, Version 3.1.
- Portions of the SOFTWARE (FFmpeg) Copyright (c) FFmpeg Development Team are licensed under the terms of the GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE ("LGPL") version 3.
- Portions of the SOFTWARE (libvpx) Copyright (c) 2010 Google Inc are licensed under the terms of the New BSD License (<http://www.webmproject.org/license/software/>).
- Portions of the SOFTWARE (LAME) Copyright (c) the LAME development team are licensed under the terms of GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE version 2.1.
- Portions of the SOFTWARE (libVorbis, libOgg, libTheora, libSpeex) Copyright (c) Xiph.Org Foundation are licensed under the terms of Xiph.org Foundation LICENSE.
- Portions of the SOFTWARE (PortAudio) Copyright (c) Ross Bencina and Phil Burk are licensed under the terms of the PortAudio V19 license.
- Portions of the SOFTWARE (Crypto++) Compilation Copyright (c) Wei Dai.
- Portions of the SOFTWARE (OpenSSL) copyright (c) the OpenSSL Project are licensed under the terms of OpenSSL License (<https://www.openssl.org/source/license.html>).
- Portions of the SOFTWARE (cpprestsdk) Copyright (c) Microsoft Corporation are licensed under the terms of the MIT license.
- Portions of the SOFTWARE (Sparkle) copyright (c) the Sparkle Project are licensed under the terms of Sparkle License (<https://github.com/sparkle-project/Sparkle/blob/master/LICENSE>).
- Portions of the SOFTWARE (Websocket++) Copyright (c) 2014, Peter Thorson (<https://github.com/zaphoyd/websocketpp/blob/master/COPYING>).
- Portions of the SOFTWARE (HarfBuzz) are licensed under the old MIT license.
- Portions of the SOFTWARE (FreeType) Copyright 1996-2002, 2006 by David Turner, Robert Wilhelm, and Werner Lemberg are licensed under The FreeType Project LICENSE (FTL).
- Portions of the SOFTWARE (Hunspell) are licensed under the terms of the GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE ("LGPL") version 2.1.

- Portions of the SOFTWARE (Cairo) are licensed under the terms of the GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE ("LGPL") version 2.1.
- Portions of the SOFTWARE (STIX Math Fonts) Copyright (c) 2001-2016 by the STI Pub Companies are licensed under the SIL Open Font License (OFL).
- Portions of the SOFTWARE (CanvasLoader) Copyright (c) Róbert Pataki are licensed under the terms of the MIT license.
- Portions of the SOFTWARE (Assimp) copyright (c) Assimp Team are licensed under the terms of Open Asset Import Library (assimp).
- Portions of the SOFTWARE (Qt) copyright (c) The Qt Company are licensed under the terms of GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE ("LGPL") version 3.
- Portions of the SOFTWARE (Chart.js) Copyright (c) 2014-2022 Chart.js Contributors are licensed under the MIT license.
- Portions of the SOFTWARE (three.js) Copyright © 2010-2022 three.js authors are licensed under the MIT license.
- Portions of the SOFTWARE (MathJax) are licensed under the Apache License version 2.0.
- Portions of the SOFTWARE (AMF) Copyright (c) 2016 Advanced Micro Devices, Inc. are licensed under the MIT license.
- Portions of the SOFTWARE (mfx_dispatch) Copyright (c) 2012 Intel Corporation are licensed under the terms of the BSD 3-Clause license.
- Portions of the SOFTWARE (Python) Copyright (c) 2001-2023 Python Software Foundation are licensed under the terms of the PYTHON SOFTWARE FOUNDATION LICENSE VERSION 2.
- Portions of the SOFTWARE (pybind11) Copyright (c) 2016 Wenzel Jakob wenzel.jakob@epfl.ch are licensed under the terms of the BSD 3-Clause license.
- Portions of the SOFTWARE (Google Cloud Python Client) Copyright (c) Google LLC are licensed under the terms of the Apache License version 2.0.

別紙3 その他サービスの詳細

- ・本規約第6条4項で定めたその他サービスは以下を指します。
- ・有償オプション
- ・ライセンス認証強制解除（オンライン認証）
- ・有償トレーニングコース
- ・上記以外の本規約の当事者の間で合意し、提供されるサービス